

2003年10月15日

埼玉県知事
上田清司 殿

日本労働組合総連合会
埼玉県連合会
会長 吉沢 邦雄

要 請 書

第57代埼玉県知事にご就任されました上田清司知事に対し、お祝いを申し上げますとともに敬意を表するものであります。

新しい県政を運営されるにあたり掲げられた「三つの哲学」、その哲学に基づく「五つの政策」は、豊かな自然の資源と人的な資源をより活かし、可能性に満ちあふれた埼玉県をさらに発展させるものであると確信いたします。

さて、私たち連合埼玉は「ゆとり・豊かさ・公正な社会」の実現をめざす取り組みとして、県政への政策・制度改善要請項目を以下のようにまとめました。

経済優先社会から脱皮し、生活者重視への社会的転換をはかり、まじめに働くものがむくわれる公正な社会の実現と、安心して暮らせる地域社会の確立に向けた要請であります。

つきましては、日本一の県をめざす上田県政を発展、拡充していくためにも、平成16年度の予算編成に十分に反映されますよう要請いたします。

要請項目 5分野 29項目

．雇用・労働政策

- 1．県民への総合的な求人・求職情報提供システムである「彩の国仕事発見システム」の機能と利用度を高め、県民の雇用支援に一層資するために、携帯電話（iモード等）からもアクセスできるよう、システムの整備を行うこと。

要請の根拠

インターネットへの接続機能のある携帯電話が広く普及している現状を踏まえ、また、若年層の失業率が一段と高くなっていることから、携帯電話を利用し「仕事発見システム」に容易にアクセスできるようなシステムの整備が求められる。

また、整備の際には求人企業へのアクセスだけでなく、各種就職面接会やセミナー等の案内、職業訓練情報など、学卒者、中高年、障害者、女性などのあらゆる層の県民に対応した情報提供も併せて推進する必要がある。

- 2．個人と個人がキャリア支援を行う、ワンストップ型の新たな「埼玉県キャリア支援センター（仮称）」の設立を基本に、新しい時代に対応した県民の職業能力開発と就業支援施策を拡充するため、「キャリアカウンセラー500人養成3ヵ年プラン（仮称）」を立上げ、次年度から養成事業を実施すること。

要請の根拠

基本的な雇用創出施策としては、福祉関連・環境関連・情報通信関連など、今後、雇用創出に結びつく新産業分野における新規事業の創出という産業施策と同時に、雇用のミスマッチを解消し、求職者の雇用拡大の実効性をあげるために、勤労者のエンプロイアビリティ（就業能力）を高めるための総合的かつ一元的な支援システムの構築が不可欠である。

とりわけ、将来を担う若年層の潜在的な失業率が約14％に達し、7人に1人は実質的に失業という深刻な事態を踏まえ、学校（中学・高校・大学）と産業界、そして行政機関が連携した職業教育制度の確立が急務の課題となっている。

また、高校における進路指導の中で、職業に関する理解を深め、自己理解と職業観を育てるキャリア教育の重要性も一段と高まっており、個人のキャリア支援を行う人材として、キャリアカウンセラーの養成は喫緊の施策課題となっている。

- 3．フリーター等若年者へのキャリアアップ支援を、より具体的かつより実

効あるものにしていくため、以下の施策を講ずること。

- (1) 「フリーターキャリア塾(仮称)」制度を設け、実際にフリーターとして働く若年者を対象に、2日ないし3日間の日程によるキャリアアップ支援セミナーを実施すること。但しその際、セミナー参加に協力してくれた事業所に対しては、協力費として一定額を助成すること。
- (2) 若年者の雇用環境の大きな変化の中で、企業としてもアルバイトやパートタイマーで採用した若年者のキャリア形成支援が重要になっていることから、特に非典型社員を多く雇用している事業所に対し、非典型社員を対象とした「能力開発プログラム」を提供するとともに、その啓発活動を実施すること。

要請の根拠

正規雇用という採用形態が大幅に減少している一方、若年層のフリーターという就労形態が年々増大し、変化に対応した新たな若年者雇用のシステムづくりが必要になっている。

現状でのフリーターの仕事内容の大半は、低賃金で特別に高い技能や専門性が問われないものである。これまでの正社員になってからキャリア支援を始めるということが、極めて困難な状況になっており、企業としてもアルバイトやパートタイマーで採用した人のキャリア形成について視野を持つことが求められており、非典型社員の能力を最大限に発揮してもらうための能力開発の仕組みづくりが重要である。

4. 過労死や自殺者を未然に防止するために、早期発見を含めたメンタルヘルス対策として、以下の施策を講ずること。

- (1) 悩みを抱える個人や家族がいつでも気軽に相談できるよう、県内4ヶ所の労働商工センターに相談窓口を設けること。
- (2) ノイローゼやうつ病などを早期に発見するために、各企業事業所の管理監督者の知識を早急に高めるため、関係機関と連携して研修会等を実施すること。

要請の根拠

警察庁の調査では、平成14年中の自殺者が32,143人で前年比3.5%増加した。年齢別では、働き盛りの30歳代~50歳代で17,210人を占めており、健康問題が3,682人38.6%、経済・生活問題が3,297人34.6%を占めている。

5年間連続して自殺者30,000人以上を推移していることから、勤労者の過労死や自殺が大きな社会問題となっており、早急の対策が求められて

いる。

(1) メンタルヘルス対策と初期治療を目的とした公的機関(産業保健推進センター・地域産業保健センター)などが地域に設置されているが、事業主が対象である。

また、健康保険組合等で行っている相談窓口には個人や家族から多く相談が寄せられており、潜在的に悩みを持った勤労者は多いが、現状の公的機関として個人や家族を対象とした相談窓口は、県内に中央労働商工センター1ヵ所のみであり、早急に窓口を増やす必要がある。

(2) ノイローゼやうつ病などは早期発見が重要とされ、職場の管理監督者の病気に対する知識と対処方法の向上が求められる中、全ての事業場を対象とした管理監督者の育成支援を行う必要がある。

・環境政策

1．小規模ディーゼル機関（自家発設備）への排出規制を強化すること。

要請の根拠

埼玉県生活環境保全条例第63条第1項の規定において、小規模燃焼機関（小規模ディーゼル機関）における燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり50リットルから200リットル未満では、排出される窒素酸化物の濃度に係る基準は950ppmとなっている。

東京都および周辺県（神奈川県、千葉県）と比較した場合、最も規制値が緩くなっている。その結果、小規模燃焼機関（小規模ディーゼル機関）の増加が東京都および周辺県に比べ異常に高くなっており、排出される窒素酸化物による大気汚染が進み、県民の健康への悪影響が懸念される。

小規模燃焼機関（小規模ディーゼル機関）から排出される窒素酸化物の濃度基準を東京都および周辺県条例と同様に規制値の強化を図る必要がある。

2．産業廃棄物中間処理場の処理能力等に関する情報開示を行うこと。

要請の根拠

資源循環型社会の実現を図るため、廃棄物の減量化と適正処理を目的とした産業廃棄物中間処理場への流入量が増加している。県民、事業者、市町村等との連携強化を図り、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理を促進することが住民として安心して暮らすために重要となっている。

一方、改正廃棄物処理法、建設リサイクル法、ダイオキシン類特別措置法等、産業廃棄物処理規則が厳しくなっており、元請責任となる排出者（県

民、事業者)の責任も大きくなっている。

現在、公開されている産業廃棄物中間処理場に関する情報内容(例:処理能力の品目がわからない、各中間処理場が契約している最終処分場が記入されていない)が限られているため、どの処分場が安心して任せられるのかが全く分からない状態となっており、安心、安全な処理を行なうために産業廃棄物中間処理場の情報開示の改善を図ることが求められている。

3. 石綿(アスベスト)含有建材による健康被害を防止するため、以下の施策を講ずること。

(1) 石綿(アスベスト)含有建材の製造・使用を原則全面禁止するよう厚生労働省に要請すること。

(2) 解体現場を含め、元請企業に対して現場での石綿(アスベスト)対策の指導を図るため研修会を開催すること。

要請の根拠

厚生労働省では、現在、青石綿及び茶石綿について、その製造、輸入、使用等を禁止しているが、白石綿については、発がん性はあるが青石綿、茶石綿と比較すると影響が相対的に低いことから、国民の安全、社会経済にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で検討することとしている。

「職業性石綿曝露と石綿関連疾患」(平成14年1月)の中で、わが国における業務上疾病の新規労災認定件数は、年間9千件程度で推移しており、いわゆる職業がんは年間70件程度で推移している。

中でも、石綿による肺がんまたは中皮腫は、年間40から50件と職業がんの中で最も多くなっている。製造にあたる労働者及び製品を使用する建設労働者、解体現場における作業員への健康被害を防止するため、国への石綿・アスベスト含有建材の製造・使用を原則全面禁止要請するとともに、石綿・アスベスト曝露対策の指導を図ることが重要である。

4. 赤坂沼及びその周辺の斜面林を「緑地保全地区」に指定して自然環境の保全を図ること。

要請の根拠

岩槻市「赤坂沼」には、「さいたまレッドデータブック」に掲載され絶滅が危惧されている動植物が数多く生息しており、ジョロウスゲやタヌキモ、ベニイトトンボ等ここでしか確認されていない大変貴重な生き物が生息している。

国有地である赤坂沼は、地方分権一括法による譲与手続きを平成16年

度に行い、岩槻市へ払い下げとなる。

赤坂沼だけを保全しても自然環境の維持は困難であり、その周辺の斜面林を含めた全体を総合的に保全していくことが重要となっている。しかし、市の財政だけでは、斜面林を含めた全体を保全することが難しい状況にあり、県として赤坂沼及びその周辺の斜面林を「緑地保全地区」に指定して自然環境の保全を図ることが求められている。

5．環境保全活動の促進を図るため、環境アドバイザー制度の広報活動とともに、環境アドバイザーに環境大学修了者の活用を図ること。

要請の根拠

平成14年度の埼玉県環境アドバイザー制度による講演会、研修会、観察会の開催は33回となっているが、地域における環境アドバイザー制度の利用度は高いとはいえない現状にある。

一方、埼玉県が平成9年度より開催している環境大学修了者の登録者数（環境ボランティア）は138人となり、地域における環境学習等の講師としての活用を進めているが、限られた活動となっている。今後、埼玉県における循環型社会の構築を目指すためには多くの県民に対して環境に対する意識を見直して関心を高め、環境保全活動を促進することが求められている。

そのためには、地域における環境保全活動について、県民への環境アドバイザー制度の広報活動を図るとともに、環境アドバイザーに環境大学修了者（環境ボランティア）の活用を図り人材育成を進めることが必要である。

・福祉・社会保障政策

1．小児科医療の定着化を進め、県民が安心して子育てが出来る小児医療の充実を図るため、以下の施策を講ずること。

（1）小児救急医療支援事業の実施地区を県内の全地区を基本に設置すること。

（2）小児科医院および小児科専門医の拡充を図ること。

（3）国に対し小児科医院および小児科専門医の拡充を要請すること。

要請の根拠

埼玉県内病院数（診療科目）の小児科数は、179か所（平成10年10月）から167か所（平成12年10月）と減少傾向となっている。この様な中で、緊急で医療を受けようとしても、大きな医療機関では、小

児医療は掲げていても医師が不在となっており、通常の医療機関では時間外にて対応できない現状があり、多くの地域で深刻な問題となっている。

加えて、埼玉県内の小児救急医療支援事業の実施地区7ヶ所（平成14年度）は、南西部地区に集中しており、全県的な小児救急医療の体制となっていない。

小児医療の定着化を図り、県民が安心して子育てが出来る環境が求められている。

2．PFI方式導入による新型ケアハウスの整備拡充を図ること。

要請の根拠

施設サービスの要望が高まる中、入所を希望する待機者が急増しているが、新たな介護施設の設立には莫大な資金が必要となる。

このような状況にあって、ケアハウス（介護利用型軽費老人ホーム）は、特別養護老人ホームの代替的機能を果たす入居施設として、需要が高まっており、政府も平成13年度、介護機能を内包する新型ケアハウスをPFI方式で整備する場合には、施設整備補助を行なう制度を導入した。県においてもPFI方式導入を積極的に活用し、県民に安心した介護サービスを提供する新型ケアハウスの整備拡充を図ることが望まれる。

3．ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上を図るため、現任ケアマネジャーを対象にしたレベルアップ研修会を開催すること。

要請の根拠

要介護認定を受けた者にとって、安心、安全に健康を維持、改善する介護サー

ビスは重要なものとなっており、介護サービス（ケアプランの作成）を決定する

ケアマネジャー（介護支援専門員）の役割は重要である。

また、国民健康保険団体連合会等に寄せられる苦情は、ホームヘルパーに次いでケアマネジャーに関するものが増えており、埼玉県が行なった「介護保険の利用実態等に関する調査」（平成14年3月）では、ケアマネジャー全体の資質向上が浮き彫りとなっている。

要介護認定者が安心してケアプランが受けられる、良質のケアマネジメントのできるケアマネジャーの育成を図るため、実践的なレベルアップ研修が必要である。

4．平成16年度の介護保険制度見直しに合わせて、旧措置入所者で施設サ

ービスを受けている高齢者の新たな受け皿整備を国へ要請すること。

要請の根拠

現在、介護福祉施設等に入っている入所者で旧措置入所者（自立や要支援）と認定されている高齢者については、介護保険施行時、厚生労働省は介護保険制度施行後、5年間は猶予期間を置くことにしている。

当初、埼玉県では5%、約400人の入所者がいると言われており、猶予期間が残り2年となる中で、大きな不安となっている。自立や要支援認定で入所している高齢者を把握するとともに、介護保険制度では施設サービスが受けられない旧措置入所者の新たな受け皿整備の必要が急務となっている。

・教育政策

1. 「開かれた学校」づくりを推進するために以下の施策を講ずること。

(1) 個人・団体・企業等が地域の学校に参加・協力・支援できる「学校協力員（団体・企業）制度（仮称）」を創設すること。

(2) 保護者・地域が参加・協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善する「学校運営評価制度（仮称）」を創設すること。

要請の根拠

(1) 「開かれた学校」づくりを進めるためには、地域社会の協力なしには進めることはできない。個人・団体・企業等がそれぞれの地域の学校に参加・協力・支援できる内容を学校および教育委員会に登録してシステム化し、教育委員会・学校の要請に応じて学校の運営に参加・協力・支援する「学校協力員（団体・企業）制度（仮称）」を創設することが必要である。

(2) 学校は保護者・地域と協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善するため、教育目標や教育計画等を年度当初に、保護者、児童・生徒、地域住民に説明するべきである。また、学校はその進捗状況を、随時、保護者と地域住民に報告するとともに、年度末に教職員も加え、児童・生徒の意見も反映させた上で「学校運営評価」を行い、評価結果とそれらを踏まえた今後の取り組み方向等を、保護者、児童・生徒、地域住民に公表する必要がある。但し、「学校運営評価」は学校の優劣を示すものとならないよう配慮すること。

2. 子どもの成長段階にあわせ、小学校・中学校・高等学校教育において、ものづくりなどの実体験を通じ、系統的に勤労観・職業観を育む教育やキ

キャリア教育を進めるとともに、就職指導を含む進路指導体制の強化をはかるため「進路指導アドバイザー」の公立高等学校1校1名配置を実施すること。

要請の根拠

現在の厳しい雇用情勢やフリーター現象を考えると、今後、子どもたちに勤労観・職業観を育むための教育が必要となってくる。

(1) 子どもの成長段階に応じた労働体験やものづくり教育の履修時間の拡大と内容の充実をはかるとともに、労働法などのワークルール等を学び、職業能力や進路選択力を高めることを重視する必要がある。

特に高等学校では、教職員に対する研修の実施、産業界、労働界との連携強化など、就職指導を含む進路指導体制の強化が必要である。

(2) 性別にとらわれない職業観の育成や性別役割分担の固定観念で個人の選択肢が狭められないよう男女共同参画社会推進のための教育もあわせて行う必要がある。

(3) 企業や商店、各種団体は学校と協力して「職場見学・体験の日」を設定するなど、保護者や大人が働く姿を子どもに見せ、就業体験や体験学習、労働セミナー等の場を学校教育において実施することが必要である。

また、本年4月に深谷市インターンシップ推進協議会が発足し、市内在住、在学の高校2年生を対象に2週間の就業体験を行う事業が推進されている。このような事業は就職後における実効ある人材育成につながるとともに、就職のミスマッチなどによる中途離職者の抑制、さらには地元企業の活性化が期待できるものである。

3. 子どもの学ぶ意欲を引き出すために、少人数学級・少人数指導およびティーム・ティーチング、小学校における教科担任制の導入を進めること。

また、推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化を行い、教員への負担軽減をはかること。

要請の根拠

すべての子どもに基礎学力を身につけさせることを重視し、ともに学ぶ視点を大切にしながら「つまづき」を克服し、子どもの理解度に合わせて授業を進める必要がある。

3月20日に報告された、「平成14年度志木市立小学校低学年25人程度学級編制実施～その実態及び実感調査結果～」によると、少人数学級による学習面、生活面のメリットが多く報告されており、このことから特に

小学校低学年については、優先的に少人数学級の導入を進める必要がある。

また、小学校の高学年以降を対象に、子どもの学ぶ意欲や自主的な選択を尊重した、少人数指導およびチーム・ティーチング、教科担任制の導入の推進が必要である。

推進にあたっては、教員数を増やすなどの体制強化を行い、教員への負担を軽減する必要がある。

4. 「さわやか相談員」の公立中学校全校配置並びに「さわやか相談員」を正規職員として採用すること。

要請の根拠

平成13年度の埼玉県における不登校児童・生徒数は、小学校1,628人で前年度比80人増(増加率5.2%)、中学校6,249人で前年度比355人増(増加率6.0%)となっている。全国平均の増加率は、小学校0.5%、中学校3.9%であり、埼玉県の不登校増加率は全国平均を大きく上回っている。

このような状況をふまえ、県として新たな施策を進めているところであるが、日常的な相談活動を担当するさわやか相談員は、厳しい財政状況から削減されている。

元さわやか相談員の体験談によると、相談室を訪れる生徒にとって相談室は、安心してゆったりできる場所、自分のことを受け止めてくれる人(さわやか相談員)がいる場所、訴えを真剣に聞いてくれる人(さわやか相談員)がいる場所、プライバシーが守られる場所であり、心の居場所である。

生徒のありのままの姿を受け止めながら、根気よく、生徒の自立心、自己解決力を育て、生き抜く力を身につけさせるためには、さわやか相談員の役割は大きく、公立中学校全校に改めて配置する必要がある。また、子どもたちの心の相談相手として資質の向上をはかるためにも、さわやか相談員を正規職員として採用し、専門職化をはかる必要がある。

・男女平等・人権政策

1. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利)を確立するため以下の施策を講ずること。

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する県民の理解度を高めるため、実効あるPR活動ならびに研修会・シンポジウム等を実施すること。

(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツを確立するため、庁内関係部局ならびに県民で構成する推進委員会を設置し、年度ごとの推進計画を

定め、取り組むとともに進捗状況を県民に報告すること。

要請の根拠

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「埼玉県男女共同参画推進条例」の基本理念ならびに、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の基本目標にも定められているが、県が実施した「平成12年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によると、県民の認知度は16.3%と極めて低いことが明らかとなっており、県民への正しい知識の浸透・定着を図るため、PR活動や研修会・シンポジウムなどを実施することが必要である。
- (2) 女性も男性も、安全で満足のいく性生活を送り、子どもを産むか産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大前提である。これらに関連して、思春期における性教育などの保健対策や成人期・高齢期における健康保持増進、エイズ・性感染症対策や薬物乱用対策など、広範囲の取り組みとなることから、総合的な対策を推進することが必要である。

2. 男女共同参画社会に関する広報・啓発活動の充実をはかるため、「男女共同参画アドバイザー」の計画的養成と積極的な活用をはかること。また、男女共同参画社会の施策推進には、専門性が求められることから、現在のアドバイザー養成講座に加え、スキルアップをめざす「専門講座」を設けること。

要請の根拠

男女共同参画社会の実現をめざすためには、より多くの県民や事業者に対する

広報・啓発活動が重要である。現在、その一翼を担っている「男女共同参画アド

バイザー登録制度」は、発足から日も浅く、十分な体制とは言えない。また、ア

ドバイザー登録制度の内容周知が県民や事業者に行き渡っていない状況にもあ

り、今後の計画的な養成と積極的な活用が求められている。

一方、男女共同参画推進条例の施策展開にあたっては、分野が広範多岐にわたるため、専門性が求められる場面も多く、アドバイザーのスキルアップが必要である。

3. ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止及び被害者の保護に向け

以下の施策を講ずること。

- (1) 被害者が安心して相談できる相談窓口を増設するとともに、相談機関・相談内容について、各種メディアを活用した積極的な広報活動を行うこと。
- (2) DV防止策として、人権やDV防止に関する若者向けの啓発プログラムを作成するとともに、学校教育(中学校・高等学校)における積極的活用をはかること。
- (3) DV被害者への支援策としてシェルターの拡充をはかること。

要請の根拠

- (1) 内閣府男女共同参画局が、平成14年10月から11月に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」について、「法律の成立も、その内容も知っている」と回答した人は、2割弱となっている。また、「配偶者からの暴力についての相談窓口として知っているものは」の設問では、男女とも配偶者暴力防止法の「成立も内容も知っている人(全体の2割弱)」で「警察」と答えた人は、ほぼ8割にのぼるが、「女性のための総合的な施設」と答えた人は、女性で5割弱、男性では4割に満たない結果となっており、女性センターや男女共同参画センターなどの「女性のための総合的な施設」に対する認知度は、極めて低いことが浮き彫りとなっている。
- (2) DVは、男性のさまざまな力(腕力や経済力、社会的地位など)を背景に、女性を所有物視し、支配し、服従させるために暴力をふるう男性優位の考え方があることからおきている。また、DVは夫婦間のことと考えられがちだが、高校生や大学生の間でも静かな広がりを見せており、若者に対する啓発が必要に迫られている。
- (3) DVなどから逃れてきた女性の一時避難所としてシェルターが利用されている。埼玉県では一時保護ができるシェルターは、公的施設である婦人相談センターと民間のシェルター1カ所だけである。
平成13年2月に県がまとめた「平成12年度男女共同参画に関する意識・実態調査」では、被害女性のための相談窓口や避難できる施設の整備を望む声が多くあげられており、また、相談件数の増加やその内容から考えるとシェルターの拡充が必要である。

．中小企業政策

1 ．「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立すること。

< 要請の根拠 >

個別中小企業では大企業並みの福利厚生を整備することは、大変難しいことから、国の助成制度を最大限活用した「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を早期に設立し、中小企業で働く勤労者の福利厚生の充実に努めることが必要である。

．福祉・社会保障政策

1 ．徘徊感知機器に位置確認のできる携帯端末の普及を図ること。

< 要請の根拠 >

痴呆高齢者を在宅で介護している家族にとって徘徊問題は、精神的な負担となっている。また、市町村においては、防災無線等の放送を活用して捜索の協力要請を行なう現状となっている。

現在、介護保険で決められている徘徊感知器は、屋外に出ようとしたとき、

または、屋内のある地点を通過したときに、感知、通報するタイプであり、位置確認機能がないため、移動する高齢者を探すことができない。

徘徊行動のある高齢者の早期保護と安全確保を行い、介護する者の負担の軽減と安心して介護できる環境の整備を図るため、位置確認のできる携帯端末等の普及を図ることが求められている。

2 ．市（町）において総合的な「地域福祉計画」を策定すること。策定にあたっては、住民を参加させるとともに具体的数値目標を定めること。

< 要請の根拠 >

埼玉県内における2003年6月末現在の市町村地域福祉計画の状況は、策定および2003年度策定予定を合わせて5自治体となっており、90市町村全体の5.5%である。また、策定期未定、策定予定ではあるが定期未定の自治体は67市町村（74%）である。

地域に暮らす人みんなが「安心して暮らせるまち」の将来像を創る地域福祉計画の策定は、「高齢者保険福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「育児育成計画」「母子育成計画」等、従来の枠組みを超えて、あらゆる

る「くらしの課題」を視野にいれる総合的な福祉施策の基礎となるため、全市町村で策定に向けた取り組みが求められている。

また、策定作業にあたっては幅広い地域住民の参加を基本とする視点をもった計画策定が望まれる。

・教育政策

1. 「開かれた学校」づくりを推進するために以下の施策を講ずること。

- (1) 学校評議員制度における人選や運営方法を見直し、学校運営に対する参加型の制度とすること。
- (2) 個人・団体・企業等が地域の学校に参加・協力・支援できる「学校協力員（団体・企業）制度（仮称）」を創設すること。
- (3) 保護者・地域が参加・協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善する「学校運営評価制度（仮称）」を創設すること。

<要請の根拠>

- (1) 学校評議員の人選にあたっては、保護者・地域住民等に加え、教職員の代表や勤労者代表を含めるとともに、児童・生徒に関わる課題を審議する場合は、児童・生徒の代表が参加できるようにすることが望ましいと考える。運営にあたっては、全体論議の場を重視した合議制とし、会議は公開を原則とするなど、学校運営に対する参加型の制度とすることが「開かれた学校」づくりには必要である。
- (2) 「開かれた学校」づくりを進めるためには、地域社会の協力なしには進めることはできない。個人・団体・企業等がそれぞれの地域の学校に参加・協力・支援できる内容を学校および教育委員会に登録してシステム化し、教育委員会・学校の要請に応じて学校の運営に参加・協力・支援する「学校協力員（団体・企業）制度（仮称）」を創設することが必要である。
- (3) 学校は保護者・地域と協力して、自主的・主体的に教育内容や学校運営等を改善するため、教育目標や教育計画等を年度当初に、保護者、児童・生徒、地域住民に説明するべきである。また、学校はその進捗状況を、随時、保護者と地域住民に報告するとともに、年度末に教職員も加え、児童・生徒の意見も反映させた上で「学校運営評価」を行い、評価結果とそれらを踏まえた今後の取り組み方向等を、保護者、児童・生徒、地域住民に公表する必要がある。但し、「学校運営評価」

は学校の優劣を示すものとならないよう配慮すること。

2. 子どもの成長段階にあわせ、小学校・中学校・高等学校教育において、ものづくりなどの実体験を通じ、系統的に勤労観・職業観を育む教育やキャリア教育を進めること。

要請の根拠

現在の厳しい雇用情勢やフリーター現象を考えると、今後、子どもたちに勤労観・職業観を育むための教育が必要となってくる。

- (1) 子どもの成長段階に応じた労働体験やものづくり教育の履修時間の拡大と内容の充実をはかるとともに、労働法などのワークルール等を学び、職業能力や進路選択力を高めることを重視する必要がある。
- (2) 性別にとらわれない職業観の育成や性別役割分担の固定観念で個人の選択肢が狭められないよう男女共同参画社会推進のための教育もあわせて行う必要がある。
- (3) 企業や商店、各種団体は学校と協力して「職場見学・体験の日」を設定するなど、保護者や大人が働く姿を子どもに見せ、就業体験や体験学習、労働セミナー等の場を学校教育において実施することが必要である。

また、本年4月に深谷市インターンシップ推進協議会が発足し、市内在住、在学の高校2年生を対象に2週間の就業体験を行う事業が推進されている。このような事業は就職後における実効ある人材育成につながるとともに、就職のミスマッチなどによる中途離職者の抑制、さらには地元企業の活性化が期待できるものである。